



京都地方最低賃金審議会の意見に関する公示

京都労働局一般公示第10号

平成25年8月26日京都地方最低賃金審議会から京都府最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、京都府の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは同法第12条の規定に基づき平成25年9月10日までに京都労働局長あて（京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

平成25年8月26日

京都労働局長 森川 善樹



記

京都府最低賃金の改正決定に係る京都地方最低賃金審議会の意見の要旨

京都府最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域  
京都府の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 773円
- 5 この最低賃金において賃金に算入していないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり